

《指定訪問看護・指定介護予防訪問看護》

重要事項説明書

医療法人 恒仁会

新潟南訪問看護ステーション

あなた（利用者）に対する訪問看護の提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所の名称	新潟南訪問看護ステーション	県指定年月日	平成12年4月1日
法人名	医療法人 恒仁会		(番号 1560190074)
所在地	新潟市中央区鳥屋野2009番地3		
電話番号	025-284-7511	管理者	野田 菜穂子
営業日	月曜日から土曜日までです。		
営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分		
通常の事業の実施地域	新潟市中央区、江南区 但し、中央区は鳥屋野・上山・山潟・宮浦・東新潟地域 江南区は、曾野木中学校区域のみ		

□

2. 従業者の勤務体制

職 種	保健師	常勤	人	計	人
	看護師	常勤	人		
	理学療法士	非常勤	人		
	作業療法士	非常勤	人		
	言語聴覚士	非常勤	人		
	事務員		1 人		

□

3. 提供するサービスの内容

(1) 「訪問看護」は、病状や療養生活に不安のある方について、介護度にかかわらず訪問看護師がそのお宅を訪問し、健康管理や療養上の世話、または必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復や向上を図るサービスです。

(2) サービスの内容

- 健康管理（病状観察、内服薬の管理、血圧測定など）
- 日常生活の看護（栄養、食事、清潔、排泄など）
- 医師の指示による医療的処置、管理（留置カテーテルの管理、創傷の処置など）
- リハビリテーション
- 療養上の介護指導・相談
- 認知症の看護
- 終末期の看護
- その他

□

(3)あなたのサービス利用日及び利用時間は、おおむね次のとおりです。

利 用 日	利 用 時 間
	: ~ :
	: ~ :

4. 業務取扱い方針

- (1)あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、「居宅介護サービス計画」又は「介護予防サービス計画」と、わたしたちが作成する「訪問看護計画」又は「介護予防訪問看護計画」に添って、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問看護を提供します。
- (2)訪問看護の提供の開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- (3)わたしたちは、訪問看護計画書及び報告書、又は介護予防訪問看護計画書及び報告書を定期的に作成し、これを主治医に提出し、主治医の指示を受けることとします。
- (4)訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書は、主要事項についてあなた又はご家族に対して説明し、同意を得たのち交付します。

5. 担当の職員

あなたを担当する職員及びその管理責任者は次の者です。

- | | | |
|---------|-----------|--|
| ・ 訪問担当者 | 氏名 | (資格: <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 理学療法士等) |
| ・ 訪問担当者 | 氏名 | (資格: <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 理学療法士等) |
| ・ 管理責任者 | 氏名 野田 菜穂子 | (資格: 看護師) |

6. 利用料金

(1) 利用者負担金

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく料金は、ご利用いただいた金額の介護保険負担割合証に記載されている割合額(1割~3割)となります。ただし、介護保険給付の支払限度額を超えてサービスを利用する場合は、超過分は全額負担となります。

利用料金の詳細は別紙の通りです。(別紙の料金は10割分です)

※利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

緊急時(介護予防)訪問看護加算について	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
---------------------	-------------------------------	--------------------------------

(2) 実費となる料金

《死後の処置》

指定訪問看護の延長として行うことができます。(営業時間内) 11,000円

《その他》

介護保険のサービス計画外の訪問看護など、制度外の訪問看護となる場合は、オプション

サービスの利用表に沿った利用料となります。

- (3) (1)及び(2)の利用料金は、1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次の方法によりお支払い願います。受領後、請求書兼領収書を発行します。

口座 引き落とし	サービス利用月の翌々月 28 日に、下記の口座より引き落とします。			
	銀行・金庫 組合・農協	支店 支所	普通口座	

※ 当事業所は、元受金融機関を北越銀行としたNBセンター代金回収サービス〈地域ネット型〉を使用しています。

- (4) あなたにお支払いいただく サービス開始月の利用料金 は、おおむね次のとおりです。

	基本料金		回数	基本利用料 (10 割)	利用者負担金 (1 割～3 割の割合額)
	利用者負担金 加算				円
				円	
退院時共同指導加算				円	
初回加算 (I・II)				円	
緊急時訪問看護加算				円	
特別管理加算 (I・II)				円	
看護体制強化加算 (I・II)				円	
サービス提供体制強化加算				円	
中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算				円	
	計			円	円

※ 1 単位 = 10 円から 10.21 円に変更となった為、1ヶ月の請求額では数円の差額が生じることがあります。

- (5) あなたが急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示書の交付が主治医からあった場合は、14 日間を限度として医療保険の給付対象になります。

7. サービスの中止

- (1) あなたの都合によりサービスの利用の中止 (キャンセル) する場合は、速やかに営業時間内に次の連絡先までご連絡下さい。

0 2 5 - 2 8 4 - 7 5 1 1

- (2) 利用予定日当日の不適切な理由による突然のキャンセルの場合は、次のキャンセル料をいただきますので、十分ご注意ください。ただし、あなたの体調の急変などのやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。 ※キャンセル料は税別料金となります。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日当日	基本利用料の 100% の額

□

8. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護事業者（必要時には市町村）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

□

9. 緊急時等における対応方法

- (1) サービスの提供中に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等必要な措置を講じます。

主治医	主治医医療機関名		主治医氏名	先生
	連絡先			
家族	氏名			
	緊急連絡先			

□

- (2) 緊急時訪問看護加算に同意された場合は、下記の連絡先をご使用ください。

緊急時の連絡先

- ① 025-284-7511
 ② 090-2480-8731
 ③ 080-1127-7693

□

10. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

窓口設置場所	新潟南訪問看護ステーション
担当責任者	野田 菜穂子
連絡先（電話番号）	025-284-7511
受付時間	月～金 午前8:30～午後5:30 土 午前8:30～午後0:30

- (2) その他の窓口

- ・新潟市介護保険課 025-226-2780
- ・新潟県国民健康保険団体連合会 025-285-3022



1 1. サービスの利用にあたっての留意事項

* サービスの利用にあたってあなたに注意していただきたいことは次のとおりです。

- (1) あなたが、訪問担当者の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので管理者までご連絡ください。
- (2) また事業所の事情により訪問担当者を変更することもありますのでご了解願います。
- (3) 訪問看護師等は次の業務はできませんので、ご了解願います。
 - ・ 年金などの金銭の取り扱い
 - ・ 留守番や家事援助
 - ・ 処方箋の取扱いや薬の配達等
- (4) 訪問看護師等に対し、贈り物、飲食物の提供はお断りします。
- (5) 体調の変化などでサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業者または介護予防支援事業所と、当事業所(電話番号 025-284-7511)までご連絡ください。
- (6) 当ステーションとの連絡について、特定の通信手段のご希望がある場合は、可能な限り対応させていただきますが、当ステーションの責任ではないことが原因で個人情報漏洩した場合には、当ステーションでは一切責任を負いませんので、ご了承下さい。

